

**相続 宅建 H28-10-4 <<#854>>****【問】 正誤をつけよ。**

甲建物を所有するAが死亡し、相続人がそれぞれAの子であるB及びCの2名である。Bが自己のために相続の開始があったことを知らない場合であっても、相続の開始から3か月が経過したときは、Bは単純承認をしたものとみなされる。

**【答え】 誤り****<<ポイント>> 相続の承認又は放棄をすべき期間【★基礎必須】**

1 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。（考慮期間・熟慮期間）  
（民法915条1項本文）

⇒ 相続放棄は、この考慮期間・熟慮期間においてしなければならず、相続開始前にするこ  
とはできない

**<<参考>>**

法定単純承認	
1	相続財産の処分
2	熟慮期間の徒過
3	相続財産の隠匿など